

# 三重県危機管理計画



# 目 次

<b>第1 総 則</b>	
1 危機管理計画の目的	6
2 定 義	6
3 対象機関	6
4 個別の危機事象に係る計画等との関係	6
<b>第2 危機管理体制の構築</b>	
<b>I 全庁の危機管理体制</b>	
1 危機管理統括監	7
2 防災対策部	7
3 部局等	7
4 危機管理責任者会議	9
5 危機対策本部	9
<b>II 地域における危機管理体制</b>	
1 危機管理地域統括監	10
2 地域防災総合事務所及び地域活性化局	11
3 危機管理地域統括監会議	11
<b>第3 危機発生時の対応</b>	
1 情報収集	11
2 主担当部局の調整	11
3 対応方針	12
4 本庁部局等と地域機関との関係	12
5 危機対応の検証	12
<b>第4 未然防止対策</b>	
1 リスクの把握	13
2 危機管理意識に基づく業務の推進	13
3 危機管理状況のモニタリング	13
<b>第5 再発防止対策</b>	14
<b>第6 研修・訓練</b>	
1 研 修	14
2 訓 練	14
<b>第7 危機管理マニュアル</b>	
1 個別危機管理マニュアル	14
<b>第8 その他</b>	15

別表 1	危機管理責任者	16
別表 2	危機管理副責任者	17
別表 3	危機管理推進者	18
別表 4	想定される主な危機事例	19
別表 5	危機対策本部設置の概要	20
参考 1	三重県危機管理責任者会議設置要綱	21
参考 2	三重県危機管理地域統括監会議設置要綱	23
参考 3	三重県〇〇対策本部設置要綱（準則）	25
参考 4	危機発生時フローチャート	29
参考 5	危機発生時の連絡体制フローチャート	30

# 三重県危機管理計画

## 第1 総 則

### 1 危機管理計画の目的

この計画は、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取組方針を定めることにより、危機管理の推進を図ることを目的とする。

### 2 定 義

#### (1) 危機管理

危機発生時の未然防止から、危機発生時の対応、復旧、再発防止までを含めた総合的な取組を「危機管理」とする。

#### (2) 危 機

県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態及び県の組織運営において県民の信頼を損なう事態を「危機」とする。

#### (3) リスク

危機が発生する可能性を「リスク」とする。

#### (4) 危機発生時

危機が発生し、又は発生するおそれがある場合を「危機発生時」とする。

### 3 対象機関

- (1) この計画の対象機関は、各部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会（以下「部局等」という。）とする。
- (2) 警察本部については、危機発生時の対応、危機管理情報の共有に関することなど必要に応じて協力を求めるものとする。

### 4 個別の危機事象に係る計画等との関係

- (1) 法令等の義務づけにより個別の危機事象に係る計画等が作成されている場合は、それらの計画等に基づき対応するものとする。
- (2) 職員による不適切な事務処理及び職員の不祥事に関する危機事象については、総務部が対応するものとする。

## 第2 危機管理体制の構築

### I 全庁の危機管理体制

#### 1 危機管理統括監

##### (1) 責務

全庁的な危機管理を統括するとともに、危機発生時における緊急的に対応する事務について指揮監督するものとする。

##### (2) 主な所掌事務

- ① 危機・リスクに関する情報の一元的な掌理に関すること。
- ② 重大な危機への対応の指揮に関すること。
- ③ 複数部局が関わる危機に関する主担当部局の指定、初動対応の指揮及び調整に関すること。
- ④ 部局等が行う危機への対応の把握、助言に関すること。
- ⑤ その他県の危機管理に関する施策の推進に関すること。

#### 2 防災対策部

##### (1) 責務

危機管理に係る全庁的な企画及び総合調整を行うとともに、部局等の危機管理に対する助言、調整等を行い、危機管理統括監をサポートするものとする。

##### (2) 主な所掌事務

- ① 危機管理に係る推進方針の検討、推進体制の確立等の全庁的な企画及び総合調整に関すること。
- ② リスク情報の収集、分析、対応策の検討、情報共有等に関すること。
- ③ 研修・訓練に関すること。
- ④ 部局等の危機管理に対する助言、支援、連絡調整等に関すること。
- ⑤ 危機発生時における危機管理統括監の補佐に関すること。

#### 3 部局等

##### (1) 責務

- ① 部局等における危機管理を行うものとする。
- ② 所管する業務に係る危機発生時には、迅速かつ的確に対応するものとする。

##### (2) 主な所掌事務

- ① 部局等の危機管理に係る推進方針の検討、推進体制の確立に関すること。
- ② 部局等の危機・リスク情報の収集及び分析に関すること。
- ③ 部局等の研修・訓練に関すること。
- ④ 危機発生時の対応に関すること。

### (3) 危機管理責任者

#### ① 設置

部局等に危機管理責任者を設置する。

危機管理責任者は、別表 1 に定める職にある者をもって充てる。

#### ② 責務

部局等内の危機管理を統括するとともに、危機発生時における部局等の危機対応を指揮監督するものとする。

#### ③ 主な所掌事務

ア 危機発生時における部局等内の危機対応の指揮に関すること。

イ 部局等内の危機管理に関する施策の推進に関すること。

### (4) 危機管理副責任者

#### ① 設置

部局等に危機管理副責任者を設置する。

危機管理副責任者は、別表 2 に定める職にある者をもって充てる。

#### ② 責務

平常時において部局等の危機管理を推進するとともに、危機発生時には危機管理責任者の指示に基づき対応を行うものとする。

また、関係部局等や関係機関との連絡調整の責任者並びに情報収集、情報提供及び情報発信の責任者となる。

#### ③ 主な所掌事務

ア 危機管理に関する部局等内の情報収集、分析及び関係課への対応の指示に関すること。

イ 全庁的な危機管理情報の共有及び部局等内への周知、徹底に関すること。

ウ 部局等内における危機管理の推進と進行管理に関すること。

エ 危機発生時における、危機管理責任者の指示に基づく対応方針の検討及び部局等内の調整に関すること。

### (5) 危機管理推進者

#### ① 設置

部局等に危機管理推進者を設置する。

危機管理推進者は、別表 3 に定める職にある者をもって充てる。

#### ② 責務

危機管理副責任者を補佐し、部局等の危機管理の推進に関する事務を行うものとする。

### ③ 主な所掌事務

- ア 部局等内における危機・リスクに関する情報の収集及び分析に関すること。
- イ 部局等内における研修・訓練の実施に関すること。
- ウ 危機管理に関する照会、依頼等のとりまとめに関すること。

### (6) 危機管理副推進者

部局等に危機管理副推進者を設置し、危機管理推進者を補佐するものとする。

### (7) 各課等の危機管理推進担当者

部局等の危機管理の推進を円滑に行うため、本庁の各課、地域機関の各事務所等に危機管理推進担当者を置く。

## 4 危機管理責任者会議

### (1) 設置

危機管理を推進するための全庁的な連絡調整機関として、別に定める「三重県危機管理責任者会議設置要綱」に基づき、三重県危機管理責任者会議（以下「責任者会議」という。）を設置する。

### (2) 組織

- ① 責任者会議は、委員長及び委員をもって構成する。
- ② 委員長は危機管理統括監の職にある者を、委員は危機管理責任者をもって充てる。
- ③ 責任者会議の所掌事務を円滑に処理するため、危機管理推進者会議を置く。

### (3) 主な所掌事務

- ① 全庁的な危機管理の推進に関すること。
- ② 情報収集、分析及び部局等間の情報共有に関すること。
- ③ 全庁的な対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び部局等間の連絡調整に関すること。

## 5 危機対策本部

### (1) 設置

- ① 県民の生命、身体又は財産に重大な損害を与え、若しくは県政の円滑な運営に深刻な支障が生じる危機発生時（別表4「想定される主な危機事例」参照）には、危機対策本部を設置する。
- ② 危機対策本部は、「三重県〇〇対策本部設置要綱（準則）」を基に、その都度要綱を定めて設置する。



## (2) 設置基準

- ① 危機対策本部は、別表5「危機対策本部設置の概要」を参考に、危機のレベルに応じてA体制（本部長：知事）、B体制（本部長：危機管理統括監）のいずれかの体制により設置する。
- ② 体制は、危機の推移及び対策の状況により、相互に移行することができる。

## (3) 組織

- ① 危機対策本部には、本部長、副本部長、統括本部員、主任本部員及び本部員を置く。
- ② 危機対策本部には、必要に応じて総括班、広報班等を設置する。
- ③ 地域での情報収集、対策を実施するために必要な場合は、別表5「危機対策本部設置の概要」を参考に、地方対策部（総称）を設置する。
- ④ 危機事案の規模と被害の程度により、特に現地における迅速な応急対応が必要な場合は、現地対策本部を設置する。

## (4) 主な所掌事務

- ① 対策の決定及び実施に関すること。
- ② 関係機関との情報収集、情報共有及び連絡調整に関すること。
- ③ 広報等に関すること。

## II 地域における危機管理体制

### 1 危機管理地域統括監

#### (1) 責務

危機管理地域統括監（以下「地域統括監」という。）は、地域防災総合事務所長（地域活性化局長）が兼務し、平常時から所管区域内の危機管理を統括するとともに、危機対策本部の地方対策部設置時における緊急的対応に関する事務について、関係職員を指揮監督するものとする。

#### (2) 主な所掌事務

- ① 地域におけるリスク情報の把握及び分析に関すること。
- ② 危機発生時における情報の収集、分析及び関係事務所間の情報の共有に関すること。
- ③ 所管区域内で発生した危機事案に係る関係事務所への助言、支援、総合調整に関すること。
- ④ 危機対策本部に地方対策部を設置した際の地方対策部の総合調整に関すること。
- ⑤ 地方対策部において、事務所固有の業務以外で、特に地域において対応が必要な業務に係る関係職員の指揮監督に関すること。

## 2 地域防災総合事務所及び地域活性化局

### (1) 責務

地域機関の危機管理の推進に関する事務を行うとともに、危機発生時において関係事務所との連絡調整等を行い、地域統括監をサポートするものとする。

### (2) 主な所掌事務

- ① 危機管理に関する所管区域内の情報収集、情報共有、連絡調整等の地域統括監の補佐に関すること。
- ② 所管が不明確な危機が発生した場合の初動時における情報収集に関すること。

## 3 危機管理地域統括監会議

### (1) 設置

各地域の地域統括監相互の危機・リスクに関する情報の共有、及び地域機関における危機管理全般の諸課題への対応等を協議するための機関として、別に定める「三重県危機管理地域統括監会議設置要綱」に基づき、三重県危機管理地域統括監会議（以下「地域統括監会議」という。）を設置する。

### (2) 組織

- ① 地域統括監会議は、委員長及び委員で構成する。
- ② 委員長は危機管理副統括監の職にある者を、委員は各地域の地域統括監の職にある者をもって充てる。
- ③ 地域統括監会議の所掌事務を円滑に処理するため、危機管理地域室長会議を置く。

### (3) 主な所掌事務

- ① 情報収集、分析及び情報共有に関すること。
- ② 地域機関における危機管理全般の諸課題への対応に関すること。

## 第3 危機発生時の対応

### 1 情報収集

部局等は、現地において情報収集に努めるとともに、市町、国、関係機関等との密接な連携により情報収集を行い、防災対策部及び関係部局等との情報共有を行う。

### 2 主担当部局の調整

- (1) 所管が明確な場合は、該当部局等が主担当部局となる。
- (2) 所管が不明確又は複数部局等に関連する場合は、危機管理統括監が関係部局等の役割、状況等を聴取し、必要に応じ、知事・副知事と協議の上、主担当部局を指定する。

### 3 対応方針

- (1) 部局等は、危機が発生した場合は、危機の大きさ、影響度を踏まえ、速やかに危機対応を行う。
- (2) 主担当部局では、危機管理責任者の指示に基づき、危機管理副責任者が関係次長、関係課長等と協議の上、対応方針を決定し対策を実施する。
- (3) 危機管理統括監は、部局等から危機対応についての協議、報告を受けるとともに、県の危機管理を統括する立場から部局等の対応状況を把握し、必要な助言、調整を行う。
- (4) 複数部局等に関係する場合は、主担当部局が関係部局等と連携をとり、危機管理統括監と協議の上、対応方針を決定し対策を実施する。
- (5) 全庁的な対応が必要な場合は、危機管理責任者会議を開催して対応方針案を作成し、危機管理統括監が対応方針を決定する。
- (6) 前記第2のIの5(1)に該当する場合は、危機対策本部を設置して対応する。
- (7) なお、他の法令、要綱等により危機管理体制が整備されている場合は、当該体制によるものとする。

### 4 本庁部局等と地域機関との関係

- (1) 危機発生時において、地域機関の各事務所は、現地で情報収集を行うとともに市町、関係機関等から情報収集を行い、本庁部局等に報告し、対応方針を協議する。
- (2) 地域機関の事務所は、危機管理統括監に危機の状況、対策等を随時報告するとともに、地域統括監へ情報共有を行う。
- (3) 地域機関の各事務所は、本庁部局等と協議して決定した対応方針に基づき、対策を実施する。
- (4) 地域統括監は、必要に応じて関係事務所に助言及び支援を行う。  
特に複数部局に係る危機発生時においては、地域統括監は、情報収集・分析し、関係事務所間における情報共有を図るとともに、危機管理統括監と連携しながら、危機対応に係る地域内の総合調整を行う。

### 5 危機対応の検証

- (1) 部局等は、危機発生時の対応を検証し、危機対応の課題の抽出や改善策の検討を行う。
- (2) 部局等は、危機対応の検証結果を踏まえ、個別危機管理マニュアルの見直しを行う。

## 第4 未然防止対策

### 1 リスクの把握

#### (1) リスクの認識

部局等は、業務に潜むリスク及び新しい事業に取り組む際に予想されるリスクを認識し、その対応について検討する。

#### (2) リスク情報の収集分析

- ① 防災対策部は、新聞情報、ヒヤリハット事例等の様々なリスク情報を一元的に把握し、危機発生の可能性等について分析する。
- ② 防災対策部及び部局等は、県内や他府県、民間企業等で発生した危機事例について、その原因、対応策等を分析し、部局等間で情報共有し、類似事例の発生を防止する。
- ③ 危機管理副責任者は、部局等内のリスク情報を把握するとともに、危機発生の可能性等について分析し、防災対策部へ連絡する。防災対策部は収集した情報について関係部局等間で情報共有する。

#### (3) リスク情報への対応

- ① 部局等は、防災対策部が一元的に把握したリスク情報や部局等内で把握したリスク情報に基づき、危機発生を未然に防止するための対策を講じる。
- ② 防災対策部は、部局等の対応状況等を把握し、必要に応じて助言及び支援を行う。

### 2 危機管理意識に基づく業務の推進

- (1) 部局長は、職員に対し、危機管理に関する部局運営等の方針を明示する。
- (2) 副部長、次長、課長等は、危機管理を日常業務の一環として進めていくため、危機管理に係る取組を実践する。
- (3) 全ての職員は、平素から業務に潜むリスクを認識し、その未然防止策の検討を行うなど、常に危機管理意識を持ち、業務に取り組んでいく。

### 3 危機管理状況のモニタリング

- (1) 部局等は、危機管理状況（危機管理に係る各種取組等の状況）について、自己評価を行う。
- (2) 防災対策部は、部局等の危機管理状況についてモニタリングを行い、部局等の改善を支援する。
- (3) 部局等は、関係団体や委託団体等の危機管理に対する取組状況を継続的に把握し、改善を促していく。

## 第5 再発防止対策

- (1) 部局等は、発生した危機への反省及び教訓を踏まえ、その発生原因や背景の分析を行い、再発防止のための対策を講じる。
- (2) 防災対策部は、部局等の再発防止対策に対し、必要に応じて助言を行う。

## 第6 研修・訓練

### 1 研修

- (1) 防災対策部は、次の研修を行う。
  - ① 総務部人事課との連携による新規採用職員、課長等の各階層別職員を対象とする危機管理研修
  - ② 危機管理責任者等に対する、役割に応じた危機管理に関する専門的な研修
  - ③ 県及び市町職員を対象とする危機管理に関する啓発研修
- (2) 課長等（本庁の課長及び地域機関の室長等）は、職員の危機管理意識の向上と、所属における危機発生時の未然防止等に向け、課（室）内研修を実施する。
- (3) 部局等は、職員の危機管理意識向上のため、独自の研修の実施に努める。
- (4) 防災対策部は、部局等が実施する研修の支援を行う。

### 2 訓練

- (1) 個別危機管理マニュアルを所管する各所属は、同マニュアルに基づく訓練を行う。
- (2) 個別の危機発生時の連絡網を所管する所属は、同連絡網に基づく情報伝達訓練を行う。
- (3) 防災対策部は、全庁的な訓練等を実施する。
- (4) 防災対策部は、部局等が実施する訓練の支援を行う。

## 第7 危機管理マニュアル

### 1 個別危機管理マニュアル

- (1) 部局等は、個別危機管理マニュアルについて、毎年度、連絡網の点検等、所要の見直しを行う。
- (2) 部局等は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて危機管理マニュアルの整備を行う。
- (3) 部局等は、関係団体や委託団体の危機管理マニュアルの整備及び改善を促していく。

## 第8 その他

- (1) この計画に基づき実施する危機管理に係る具体的な取組については、「危機管理実施要領」として、別に定めるものとする。
- (2) この計画を変更する場合は、重要な変更については、庁議において審議のうえ決定する。軽易な変更については、変更内容に応じて責任者会議等で審議することができるものとする。

### 附 則

- 1 この計画は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この計画は、平成17年4月1日から実施する。
- 3 この計画は、平成18年4月1日から実施する。
- 4 この計画は、平成19年4月1日から実施する。
- 5 この計画は、平成20年4月1日から実施する。
- 6 この計画は、平成21年4月1日から実施する。
- 7 この計画は、平成22年4月1日から実施する。
- 8 この計画は、平成24年4月1日から実施する。
- 9 この計画は、平成25年4月1日から実施する。
- 10 この計画は、平成29年4月1日から実施する。
- 11 この計画は、平成30年4月1日から実施する。
- 12 この計画は、平成31年4月1日から実施する。
- 13 この計画は、令和2年4月1日から実施する。
- 14 この計画は、令和3年4月1日から実施する。
- 15 この計画は、令和4年4月1日から実施する。
- 16 この計画は、令和5年4月1日から実施する。

別表 1

## 危機管理責任者

部 局 等	危機管理責任者
総務部	部長
政策企画部	部長
地域連携・交通部	部長
防災対策部	部長
医療保健部	部長
子ども・福祉部	部長
環境生活部	部長
農林水産部	部長
雇用経済部	部長
観光部	部長
県土整備部	部長
出納局	局長
企業庁	庁長
病院事業庁	庁長
教育委員会	教育長
監査委員	事務局長
人事委員会	事務局長
労働委員会	事務局長
海区漁業調整委員会	事務局長

## 別表 2

## 危機管理副責任者

部 局 等	危機管理副責任者
総務部	副部長（行政運営担当）
政策企画部	副部長
地域連携・交通部	副部長
防災対策部	副部長
医療保健部	副部長
子ども・福祉部	副部長
環境生活部	副部長
農林水産部	副部長
雇用経済部	副部長
観光部	副部長
県土整備部	副部長（企画総務担当）
出納局	副局長
企業庁	副庁長
病院事業庁	副庁長
教育委員会	副教育長
監査委員	次長
人事委員会	次長
労働委員会	次長
海区漁業調整委員会	主幹



別表 3

## 危機管理推進者

部 局 等	危機管理推進者
総務部	コンプライアンス・労使協働推進監
政策企画部	政策企画総務課長
地域連携・交通部	人権・危機管理監
防災対策部	防災対策総務課長
医療保健部	人権・危機管理監
子ども・福祉部	人権・危機管理監
環境生活部	環境生活総務課長
農林水産部	人権・危機管理監
雇用経済部	人権・危機管理監
観光部	観光総務課長
県土整備部	人権・危機管理監
出納局	会計支援課長
企業庁	経営改革・危機管理監
病院事業庁	県立病院課長
教育委員会	学校防災推進監
監査委員	監査総務課総務班長
人事委員会	職員課公務員制度・審査班長
労働委員会	調整審査課長
海区漁業調整委員会	主幹

別表 4

## 想定される主な危機事例

区 分	想定される危機	主担当部局
治安	ハイジャック事件	防災対策部
	シージャック事件	防災対策部
	不審船	防災対策部
	大規模騒乱	防災対策部
事故	イベント時の事件・事故	各部局
	学校・校外活動中の事件・事故	教育委員会
健康	感染症の発生	医療保健部
	食中毒の発生	医療保健部
	食品への有害物質の混入等による被害	医療保健部
	薬物への有害物質混入等による被害	医療保健部
生活環境	水質汚濁等による被害	関係部局
	放射性物質、化学物質等による被害	関係部局
経済活動	金融機関の破綻による影響	雇用経済部
	大型倒産による影響	雇用経済部
	家畜伝染病による影響	農林水産部
施設設備	県庁舎における事件・事故	総務部
	県管理施設における事件・事故	各部局
情報	県管理システムのダウン等による影響	各部局

(注) 危機対策本部の設置が想定される主な危機を例示したものである

(参考)

## 地域防災計画等に基づき対応する危機事例

区 分	想定される危機	主担当部局
自然災害	地震、津波	防災対策部
	台風、集中豪雨、土砂崩れ、風雪	防災対策部
事故	大規模な爆発事故	防災対策部
	大規模な交通機関の事故	防災対策部
	大規模なビル火災、工場火災	防災対策部
	大規模な山林火災	防災対策部

## 国民保護計画に基づき対応する危機事例

区 分	想定される危機	主担当部局
治安	武力攻撃事態等	防災対策部
	緊急対処事態	防災対策部

別表 5

## 危機対策本部設置の概要

区 分	A体制	B体制
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全県的に多大な影響や被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>・県政に与える影響が極めて甚大な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>・その他、知事が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全県的に影響や被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>・影響や被害は一部の地域や県民であるが被害が深刻な場合や拡大が予測される場合</li> <li>・県政に与える影響が甚大な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>・その他、知事が必要と認めた場合</li> </ul>
本部長	知事	危機管理統括監
副本部長	危機管理統括監 副知事	主担当部局長
統括本部員	危機管理統括監（兼務）	危機管理統括監（兼務）
主任本部員	主担当部局長	主担当部局長（兼務）
本部員	各部局長等	関係部局長等

※事案の推移に応じ、適期に体制の切り替えを行う。

## ○地方対策部（必要に応じ設置）

地方対策部長	地域統括監	地域統括監
副部長	地域機関職員の中から地方対策部長が指名	地域機関職員の中から地方対策部長が指名
部員	地域機関職員の中から地方対策部長が指名	地域機関職員の中から地方対策部長が指名

## 参 考



## 三重県危機管理責任者会議設置要綱

### (設置)

第1条 全庁的に危機管理を推進するとともに、危機発生時に迅速かつ的確に対応するため、三重県危機管理責任者会議（以下「責任者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 責任者会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全庁的な危機管理の推進に係る調整に関すること。
- (2) 情報収集、分析及び情報共有に関すること。
- (3) 全庁的に対応する危機発生時における対応方針の検討及び関係部局間の連絡調整に関すること。
- (4) その他危機管理の推進のため必要なこと。

### (組織)

第3条 責任者会議は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は危機管理統括監の職にある者を、委員は危機管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、責任者会議に関する業務を統括し、責任者会議を代表する。
- 3 委員長に事故がある時又は委員長が不在の時は、防災対策部長がその職務を代理する。
- 4 責任者会議の所掌事務を円滑に処理するため、危機管理推進者会議を置く。

### (会議)

第4条 責任者会議は、委員長が召集する。

- 2 責任者会議は、委員長が主宰し、その都度必要と認めた委員で開催する。
- 3 委員長は、委員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 4 委員は、委員長に対して責任者会議の開催を求めることができる。

### (危機管理推進者会議)

第5条 危機管理推進者会議は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は防災対策部危機管理課長の職にある者を、委員は危機管理推進者をもって充てる。

- 2 危機管理推進者会議は、委員長がその都度必要と認めた委員で開催する。
- 3 委員長は、委員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 責任者会議の事務局は、防災対策部危機管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、責任者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 三重県危機管理地域統括監会議設置要綱

### (設置)

第1条 地域における危機管理を推進するとともに、危機発生時の地域における対応を円滑に進めるため、三重県危機管理地域統括監会議（以下「地域統括監会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 地域統括監会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報収集、分析及び情報共有に関すること。
- (2) 地域機関における危機管理全般の諸課題への対応に関すること。
- (3) その他危機管理の推進のため必要なこと。

### (組織)

第3条 地域統括監会議は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は危機管理副統括監の職にある者を、委員は各地域の危機管理地域統括監の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、地域統括監会議に関する業務を統括し、地域統括監会議を代表する。
- 3 地域統括監会議の所掌事務を円滑に処理するため、危機管理地域室長会議を置く。

### (会議)

第4条 地域統括監会議は、委員長が召集する。

- 2 地域統括監会議は、委員長が主宰し、その都度必要と認めた委員で開催する。
- 3 委員長は、委員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 4 委員は、委員長に対して地域統括監会議の開催を求めることができる。

### (危機管理地域室長会議)

第5条 危機管理地域室長会議は、委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 危機管理地域室長会議は、委員長がその都度必要と認めた委員で開催する。
- 3 委員長は、委員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 地域統括監会議の事務局は、防災対策部危機管理課に置く。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域統括監会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区 分	所 属	職 名
委 員 長	防災対策部	危機管理課長
委 員	桑名地域防災総合事務所	副所長兼地域調整防災室長
	四日市地域防災総合事務所	副所長兼地域調整防災室長
	鈴鹿地域防災総合事務所	副所長兼地域調整防災室長
	津地域防災総合事務所	副所長兼地域調整防災室長
	松阪地域防災総合事務所	副所長兼地域調整防災室長
	伊賀地域防災総合事務所	副所長兼地域調整防災室長
	南勢志摩地域活性化局	副局長兼地域活性化防災室長
	紀北地域活性化局	副局長兼地域活性化防災室長
	紀南地域活性化局	副局長兼地域活性化防災室長

## 三重県〇〇対策本部設置要綱（準則）

### （設置）

第1条 〇〇の発生により、県民の生命、身体又は財産に重大な損害を与える、若しくは与える（県政の円滑な運営に深刻な支障となる事態が生じ、若しくは生じる）おそれがあり、それらの事態に迅速かつ的確に対応するため、三重県〇〇対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対策の決定及び実施に関すること。
- (2) 関係機関との情報収集、情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) 広報等に関すること。
- (4) その他対策を実施するため必要なこと。

### （体制）

第3条 対策本部は、A体制又はB体制の2段階の体制をとることができる。

- 2 体制については、危機の推移及び対策の状況等により、対策本部の決定によって移行することができる。

### （組織）

第4条 対策本部は、本部長、副本部長、統括本部員、主任本部員及び本部員をもって構成し、体制に応じて別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 本部長は、対策本部に関する業務を統括し、対策本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時又は本部長が不在の時はその職務を代理する。
- 4 統括本部員は、本部員を統括する。
- 5 主任本部員は、主担当部局長を充てることとし、主担当部局長の属する部局等に事務局を置く。
- 6 対策本部の職務を実施するため、本部長が別に定める班を置くことができる。

### （地方対策部）

第5条 地域での情報収集、対策を実施するために本部長が必要と認める場合には、地方対策部を設置する。

- 2 地方対策部に部長（以下「地方対策部長」という。）、副部長のほか部員若干名を置き、地方対策部長は危機管理地域統括監をもって充て、副部長及び部員は地域機関職員の中から地方対策部長が指名する。
- 3 地方対策部長は関係事務所長で構成する地方対策部会議を設置し、地域での対策にかかる総合調整を行うものとする。

(現地対策本部)

第6条 危機事案の規模と被害の程度により、特に現地における迅速な応急対応を行うために本部長が必要と認める場合は、現地対策本部を設置する。

2 現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策副本部長及びその他の職員を置き、本部長が、副本部長、統括本部員、主任本部員、本部員及びその他の職員の中から指名する。

(対策本部員会議)

第7条 対策本部は、情報共有、対応方針の決定等を行うため、対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を開催する。

2 本部員会議は、本部長が召集する。

3 本部員会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催する。

4 本部長は、本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

5 本部員は、本部長に対して本部員会議の開催を求めることができる。

(危機管理統括会議)

第8条 対策本部設置時において、危機事案について緊急かつ的確に対応すべき事項を具体的に検討するため、危機管理統括会議を開催する。

2 危機管理統括会議は、本部長が召集する。

3 危機管理統括会議は、統括本部員が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催する。

4 本部長は、本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第9条 対策本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 対策本部からの指示事項の処理

(2) 関係機関との連絡調整

(3) その他幹事会において必要とする事項

3 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第10条 対策本部の事務局は、〇〇部〇〇課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、〇〇年〇月〇〇日から施行する。

別表 1

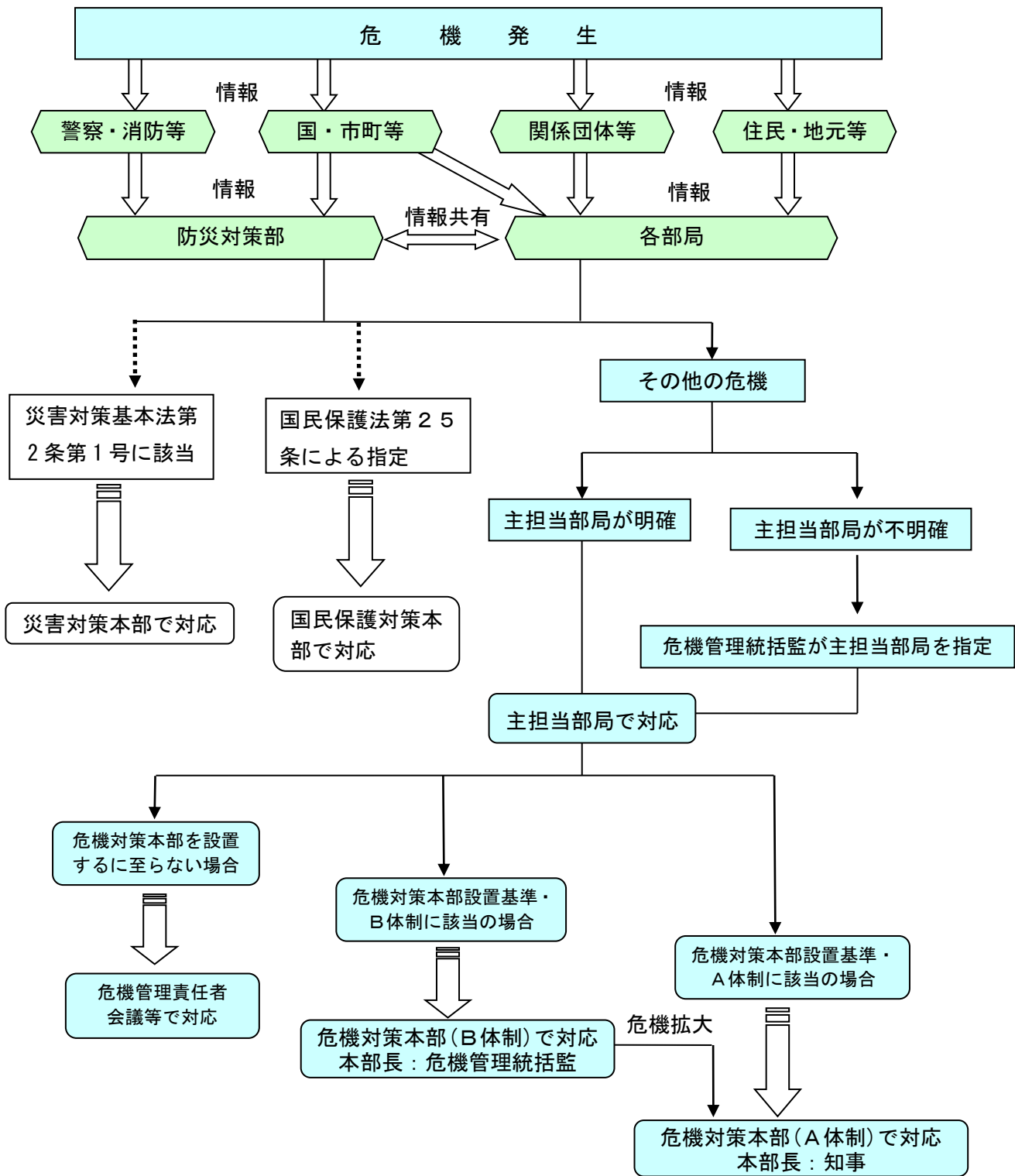
A 体制	
区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
統括本部員	危機管理統括監
主任本部員	主担当部局長
本部員	総務部長
	政策企画部長
	地域連携・交通部長
	防災対策部長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光部長
	県土整備部長
	出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
	教育長
	警察本部長
	監査委員事務局長
	人事委員会事務局長
	〇〇部理事
	〇〇部〇〇局長

B 体制	
区 分	職 名
本部長	危機管理統括監
副本部長	主担当部局長
統括本部員	危機管理統括監
主任本部員	主担当部局長
本部員	〇〇部長
	〇〇部長
	〇〇部長

別表 2

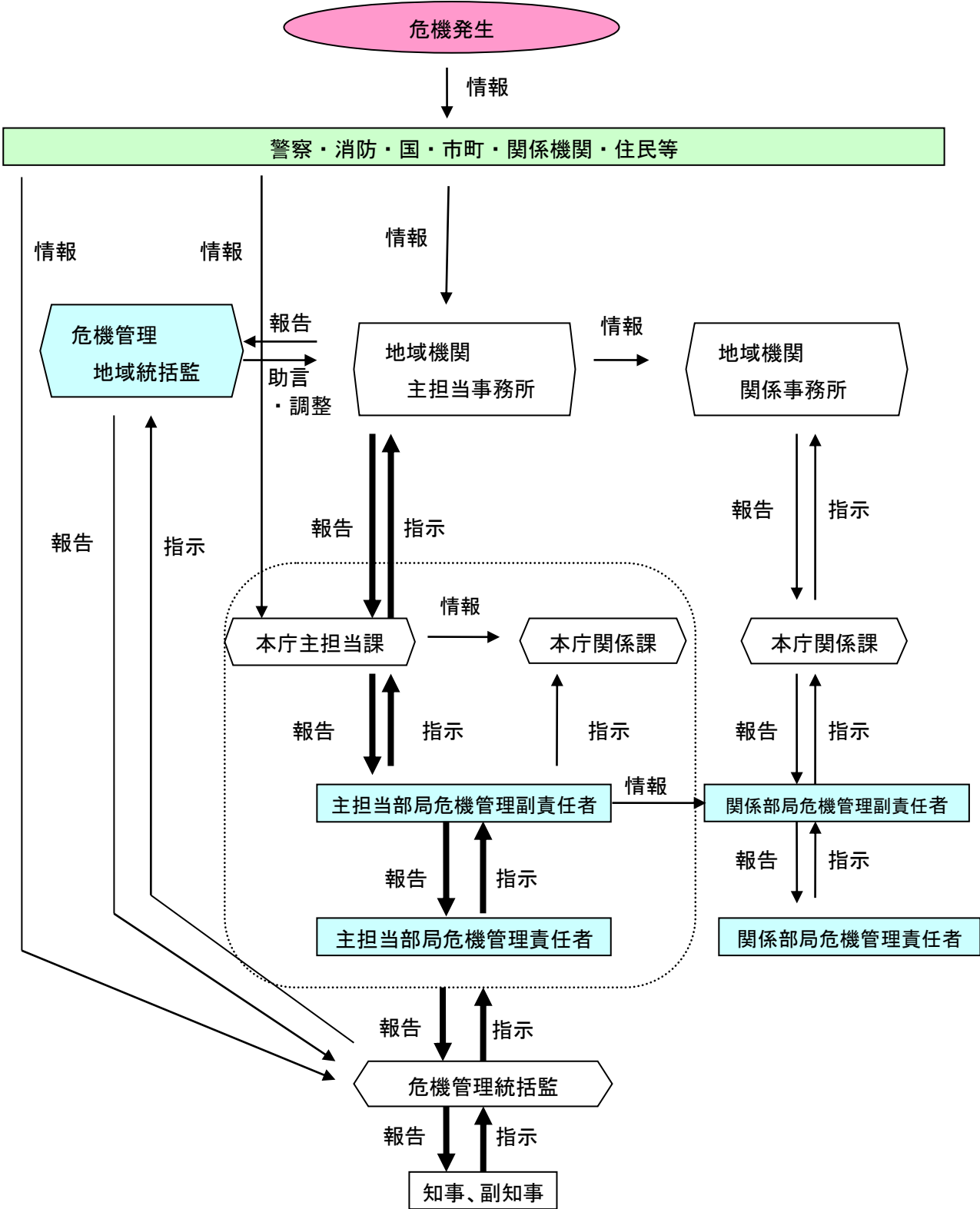
区 分	所 属	職 名
座 長	〇〇部	〇〇課長
副座長	〇〇部	〇〇課長
幹 事	〇〇部	〇〇課長
	〇〇部	〇〇危機管理監
		〇〇課長

### 危機発生時フローチャート



※ 事態の推移によっては、危機対策本部から、国民保護対策本部、災害対策本部への移行が行われる場合もある。

危機発生時の連絡体制フローチャート



**三重県危機管理方針  
三重県危機管理計画**

**令和5年4月**

**三 重 県**

防災対策部危機管理課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2734

FAX 059-224-2203

E-mail [ki2kanri@pref.mie.lg.jp](mailto:ki2kanri@pref.mie.lg.jp)